

AYA 研財務委員会規程

(名称)

第1条 この委員会は、AYA がんの医療と支援のあり方研究会（AYA 研）財務委員会（以下「委員会」）という。

(目的)

第2条 AYA がんの医療と支援のあり方研究会定款第 39 条、ならびに、定款施行細則第 17 条に基づき、本会事務に関する業務を統括すること、および、本会の健全な財政の維持および運営を図ることを目的とする。

(業務)

第3条 委員会が統括する研究会事務業務は以下の通りとする。

I 財務に関する事項

1. 事務局が行う以下の会計業務を監督する。
 - 1) 会費納入率、経費支払い等の会計報告の作成
 - 2) 決算書および予算書原案の作成
 - 3) 会費滞納者リストの作成
2. 会費納入率、経費支払い等の会計報告を理事会・総会で行う。
3. 決算書案および予算書案を理事会に提案する。
4. 収入の増加策を提案する。
5. 適正な支出管理のおよび対策の立案を行う。
6. 本会と契約する会計士と会計業務に関する協議を行う。

(組織)

第4条 委員会は委員長、副委員長および委員若干名をもって構成する。

(会議等)

第5条 会議は必要に応じて開催する。

委員長は会議を進行し業務を総括する。

(任期)

第6条 委員長・副委員長・委員の任期は定款施行細則第 20 条に従い、理事の任期に準じる。

(規程の改廃)

第7条 この規程は理事会の承認を得て改廃できる。

附則

1. この規程は令和 2 年 4 月 7 日より施行する。
2. この規定は令和 4 年 6 月 24 日より施行する。